



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎  
(コード番号：6035)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 古 田 温 子  
( TEL. 03-3519-6750 )

## 譲渡制限付株式報酬制度の内容決定及び 取締役の報酬額の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新しい役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議（以下、「前回決議」といいます。）しておりましたが、本日開催の取締役会において、本制度の一部見直しおよび本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 26 日開催予定の第 3 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議（以下、「本決議」といいます。）いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社および当社の完全子会社である株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「アイ・アール ジャパン」といいます。）の監査等委員でない取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に譲渡制限付株式を交付する報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役のうち当社の取締役に對して譲渡制限付株式の交付のために金銭報酬債権を当社から報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。なお、平成 27 年 6 月 24 日開催の第 1 期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額は、年額 150 百万円以内とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象取締役のうち当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 本決議に基づく本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社又はアイ・アール ジャパンから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役のうち当社の取締役に対して支給される報酬総額は年額 50 百万円以内とし、具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会および指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、決定するものとします。また、対象取締役のうち当社の取締役が交付を受ける割当株式の総数は 1 事業年度につき 50,000 株以内とします（但し、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限及び対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。）。1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で、取締役会において決定します。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、本年に締結する譲渡制限付株式割当契約には、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 譲渡制限

対象取締役は当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、一定期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない

② 譲渡制限期間

対象取締役が当社の普通株式について譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた日（平成 29 年 7 月予定）から、平成 30 年 3 月期の決算短信発表日までの約 10 か月間

③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得する

(2) 前回決議からの見直しの内容とその理由

前回決議においては、譲渡制限解除の要件として、「当社の平成 30 年 3 月期の決算短信に記載された連結営業利益の前年度（平成 29 年 3 月期）比の水準があらかじめ定めた水準を達成した場合に、譲渡制限が解除される」としておりましたが、平成 29 年度税制改正により、法人税法上損金算入が認められる事前確定届出給与の取扱いにつき、「利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する」こととなりました。したがって、本決議では、譲渡制限解除の要件を在籍要件のみとすることを決議いたしました。

なお、本制度は原則として毎事業年度継続する予定ですが、譲渡制限付株式を割り当てるために付与する金銭報酬債権の額につきましては、前事業年度の目標達成度や対象取締役の貢献度、および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合などを総合的に勘案するとともに、事業年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定してまいります。

(ご参考)

平成 28 年 11 月 4 日付「譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）による役員向け短期業績達成条件付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

以 上